

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」改定に係る検討委員会設置要領

(目的)

第1条 地域防犯力の更なる強化、京都府犯罪被害者等支援条例の制定に伴う犯罪被害者支援の充実及び再犯防止の一層の推進について、社会の変化に伴う新たな課題への対応等、所要の見直しを検討するに当たり、外部有識者等から意見を聴取するため、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」改定に係る検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、委員会の議事を運営する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の任期は1年以内とする。
- 6 知事は、必要に応じて委員会を招集する。

(部会)

第3条 委員会に、専門の事項について意見を聴取するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、知事が指名する。
- 3 部会の組織については、前条第2項から第6項の規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(委員の責務)

第4条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、特定の利害関係者の意見を代弁してはならない。
- 3 委員は、委員会及び部会で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が公表した情報については、この限りでない。

(委員以外の者の出席)

第5条 知事は、委員会及び部会において、より専門的な意見を聴くことが必要であると認めるときは、委員以外の学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 委員会及び部会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。